

○公正取引委員会
消費者庁告示第十三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、眼鏡類の表示に関する公正競争規約（昭和六十一年公正取引委員会告示第六号）の一部変更を認めたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月十八日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

消費者庁長官 堀井奈津子

- 一般社団法人日本メガネ協会（代表理事 風早 昭正）の申請に係る眼鏡類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年十月二十八日付けで認定した。
- 規約に係る事業の種類
眼鏡用レンズ、眼鏡用フレーム及び眼鏡の製造業、販売業等
- 規約の内容
別記のとおり変更する。
- 認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

眼鏡類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一) 変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に換へる。

(二) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変	更	後	変	更	前
(目的)			(目的)		
第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、眼鏡、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレーム（以下「眼鏡類」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。			第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、眼鏡、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレーム（以下「眼鏡類」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。		
(定義)			(定義)		
第3条 (略)			第3条 (略)		
2～8 (略)			2～8 (略)		
9 この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であつて次に			9 この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であつて次に		

掲げるもの（第1号及び第2号のうち、店内に表示されるものを除く。）をいう。

- (1)・(2) (略)
- (3) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、インターネットその他これらに類似するものによる広告。

(眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示)

第4条 製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

(1) 眼鏡用レンズ

ア～カ (略)

エ 頂点屈折力（球面屈折力、円柱屈折力）、プリズム屈折力及び確認度数
オ～キ (略)

(2) 眼鏡用フレーム

ア～キ (略)

ク 製造業者の名称又は略号

2 (略)

(業務用カタログの必要表示事項)

第5条 事業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、業務用カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

(1) 業務用カタログを作成した事業者の名称及び住所

(2) (略)

(3) 製造業者の名称等

ア～イ (略)

(4)・(5) (略)

(店頭等における必要表示事項)

第6条 販売業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭等に陳列する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、当該商品ごとに次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、当該表示が第4条に

掲げるもの（第1号及び第2号のうち、店内に表示されるものを除く。）をいう。

- (1)・(2) (略)
- (3) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送その他これらに類似するものによる広告

(眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示)

第4条 製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、明りように表示しなければならない。

(1) 眼鏡用レンズ

ア～カ (略)

エ 頂点屈折力（球面屈折力、円柱屈折力）及びプリズム屈折力
オ～キ (略)

(2) 眼鏡用フレーム

ア～キ (略)

ク 製造業者の氏名、名称又は略号

2 (略)

(業務用カタログの必要表示事項)

第5条 事業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、業務用カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りように表示しなければならない。

(1) 業務用カタログを作成した事業者の氏名又は名称及び住所

(2) (略)

(3) 製造業者の氏名等

ア～イ (略)

(4)・(5) (略)

(店頭等における必要表示事項)

第6条 販売業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭等に陳列する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、当該商品ごとに次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明りように表示しなければならない。ただし、当該表示が第4

基づき陳列された当該商品の本体等に直接行われている場合は省略することができる。

(1) 製造業者の名称等

ア・イ (略)

(2) (略)

(チラシ等における必要表示事項)

第7条 販売業者は、チラシ等において、眼鏡類に関し、販売価格を付した広告を行うときは、次に掲げる第1号の事項を当該チラシ等に、第2号及び第3号の事項を当該チラシ等に表示されている眼鏡類ごとに施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。

(1) 販売業者の名称、住所及び電話番号

(2) 品名等

ア 眼鏡用レンズにあつては、

ア) 品名 (製造業者の名称、商標、

モデル名 (品番))

イ) ～エ) (略)

イ 眼鏡用フレームにあつては、

ア) 品名 (製造業者の名称、商標、

モデル名 (品番))

イ) ・ウ) (略)

(3) (略)

(一般社団法人日本メガネ協会)

第13条 この規約の実施機関は、一般社団法人日本メガネ協会 (以下「日本メガネ協会」という。)とする。

(日本メガネ協会の事業)

第14条 日本メガネ協会は、この規約の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) ～(10) (略)

(違反に対する調査)

第15条 日本メガネ協会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する事実があると思考するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

条に基づき陳列された当該商品の本体等に直接行われている場合は省略することができる。

(1) 製造業者の氏名等

ア・イ (略)

(2) (略)

(チラシ等における必要表示事項)

第7条 販売業者は、チラシ等において、眼鏡類に関し、販売価格を付した広告を行うときは、次に掲げる第1号の事項を当該チラシ等に、第2号及び第4号の事項を当該チラシ等に表示されている眼鏡類ごとに施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。

(1) 販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号

(2) 品名等

ア 眼鏡用レンズにあつては、

ア) 品名 (製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名 (品番))

イ) ～エ) (略)

イ 眼鏡用フレームにあつては、

ア) 品名 (製造業者の氏名又は名称、商標、モデル名 (品番))

イ) ・ウ) (略)

(3) (略)

(眼鏡公正取引協議会)

第13条 この規約の目的を達成するために、眼鏡公正取引協議会 (以下「公正取引協議会」という。)を設置する。

(公正取引協議会の事業)

第14条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

(1) ～(10) (略)

(違反に対する調査)

第15条 公正取引協議会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する事実があると思考するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定に基づく日本メガネ協会の調査に協力しなければならない。

3 日本メガネ協会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第16条 日本メガネ協会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2 日本メガネ協会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 日本メガネ協会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第17条 日本メガネ協会は、第15条第3項又は前条第2項の規定による措置 (警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案 (以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、日本メガネ協会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 日本メガネ協会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に整理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第16条 公正取引協議会は、第4条から第12条までの規定及び第18条に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第17条 公正取引協議会は、第15条第3項又は前条第2項の規定による措置 (警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案 (以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。

2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。

3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に整理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。

4 <u>日本メガネ協会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</u> (規則の制定) <u>第18条 日本メガネ協会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</u> 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	4 <u>公正取引協議会は、第2項に規定する期間中に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</u> (規則の制定) <u>第18条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</u> 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。
---	---

附 則
この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。